

広島県知事選挙におけるポスター掲示場作製設置撤去業務委託仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであり、特に設置に関しては、現場の状況に応じて安全等を考慮し臨機の措置を取り、また、掲示場の保全や移設等、選挙管理委員会事務局が必要と認めた作業は、委託料の範囲内で実施するものとする。

1 作 製

(1) 表示欄

11 月 9 日執行 広島県知事選挙 ポスター掲示場 福山市選挙管理委員会 1 0	910mm
注 意 一、ポスターは、立候補の届出の順位と同じ番号の表示してある区画にはってください。 二、この掲示場は、広島県知事選挙の候補者以外の方 は使用できません。 三、掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰 せられます。 9 455mm	

《表示欄仕様》

- 表題及び投票日について
(1)字体 ゴシック体
日付は強調
(2)字色 緑、黒又は紺色
- 注意書きについて
(1)字体 ゴシック体
(2)字色 緑、黒又は紺色
- 掲示場番号欄 (-) について
(1)枠色 緑、黒又は紺色
(2)欄内の中央少し右寄りに線を入れる。
(3)欄内に油性マジックで
掲示場番号を記入すること。
(例：120-1)
(4)寸法 350mm×150mm
- 環境ラベルを有する場合について
(1)掲示場番号枠の横に記入すること。
(2)印刷 緑、黒又は紺色
(3)寸法 縦横 40mm 程度

(2) 物品（材質）及び印刷

環境に配慮したポスター掲示板の調達を行うことにより、持続的な使用等 3 R（リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用））を推進し、持続的发展が可能な循環型社会の形成を図る。

- ① 掲示板は、省資源等の視点から、ポスター掲示板として開発された商品とし、設置期間中の風雨に耐えうるよう、ボードの切断面に耐水加工がされており、雨水が入らないもので、両面テープでポスターの貼り付けが可能なものであること。

選挙の際に、ポスター掲示場に設置するための物品（材質）であるため、耐湿性、耐候性等に優れ、温度差による収縮・歪曲がないこととする。また、環境負荷の低減を考慮した物品等を調達するため、次の②～④に該当する物品（材質）であること。

② リサイクルによるもの

環境に配慮して設計された物品（材質）であり、第三者機関が発行する環境に配慮して設計された物品（材質）である旨の証明書又は、リサイクル可能な旨の証明書を提出し、選挙管理委員会事務局がこれを認めたもの。

I エコマーク付きプラスチック再生ボード

II エコマーク付き再生ペットボトルボード

III グリーンマーク付き再生パルプ耐水ボード

また、他市において当該ポスター掲示板の導入実績を提出すること。

③ リユースによるもの

環境に配慮して設計された物品（材質）であり、カタログ等において、選挙用のポスター掲示板として開発されたものであることが確認でき、耐用年数（回数）等の仕様について説明文書を提出し、選挙管理委員会事務局がこれを認めたもの。

・環境に配慮して設計された物品（材質）である旨の記載や、選挙用に開発されたものであることが確認できるカタログ等

・耐用年数等の仕様が記載された文書（概ね 10 回程度の選挙において使用可能であること）また、他市において当該ポスター掲示板の導入実績を提出すること。

④ 第三者機関認定の環境ラベルが表示された物品（材質）であること

環境ラベルは次のマーク等が表示されていること

・国及び第三者機関の取組による環境ラベル

・事業者団体の取組による環境ラベル

・その他詳細については環境省がインターネット上で掲載する環境ラベル等のデータベースを参照のこと。

⑤ 文字・数字・線の色は、緑、黒、又は紺色のいずれか 1 色とする。

直線の太さは、約 1.0 mm (若干の誤差は認める) とする。

(3) 区画数及び区画番号の大きさ

- ① 区画の大きさは縦横とも内寸法430mm以上とし、2段で8区画とする。
※候補者の状況によって、区画数（掲示板の横幅）を変更することがある。
- ② 区画番号は中央に縦60mm以上100mm以下、横40mm以上100mm以下の大きさでアラビア数字とする。

(4) わく木組立て及び掲示板取り付け（ポスター掲示板としての強度を保つため）

- ① わく木は、木材の大きさが巾30mm以上×厚さ30mm以上で、材質が内材外材は問わず内材のAランク程度の強度があるものを使用すること。ただし、節が有る物は力が働かない場所に使用すること。
- ② わく木は、2, 275mm×910mmとする。
外枠はL=65mm以上で頭の大きい釘（ネジ）を使用して組み立てる。
- ③ 縦枠、横枠の結合は、タッカー止め（3本以上）とする。タッカーの針は12mm×12mm以上で十分強度のあるものを使用する。
- ④ 掲示板をわく木に取り付けるのは、釘（ネジ）止めによる。（別図参照）
※ 釘（ネジ）は25mm程度のもの。
- ⑤ 省資源の視点から、掲示板のわく木組立て及び掲示板取り付けに木材より強度がある専用の資材を使用する時は、入札前に選挙管理委員会に申出て、選挙管理委員会の確認と承認を得たときに限り使用できるものとする。

(5) 数量

1, 015枚＋予備

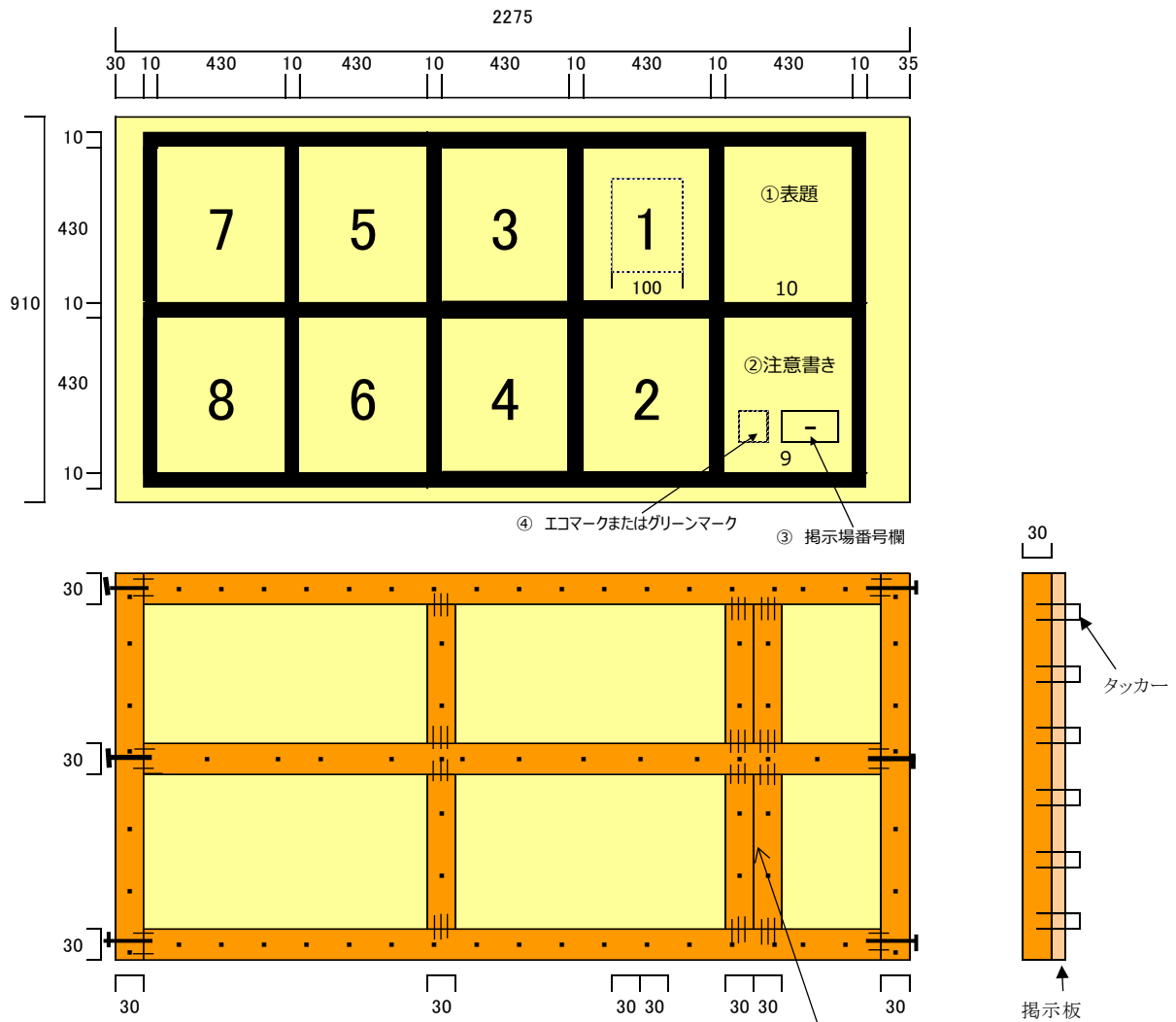
(6) 校正

掲示板の表示欄について、原稿が出来次第直ちに選挙管理委員会事務局の校正を受けること。

(7) 検査

最初の1枚を製品検査するので、事前に日時を選挙管理委員会事務局に連絡すること。

ポスター掲示板仕様図

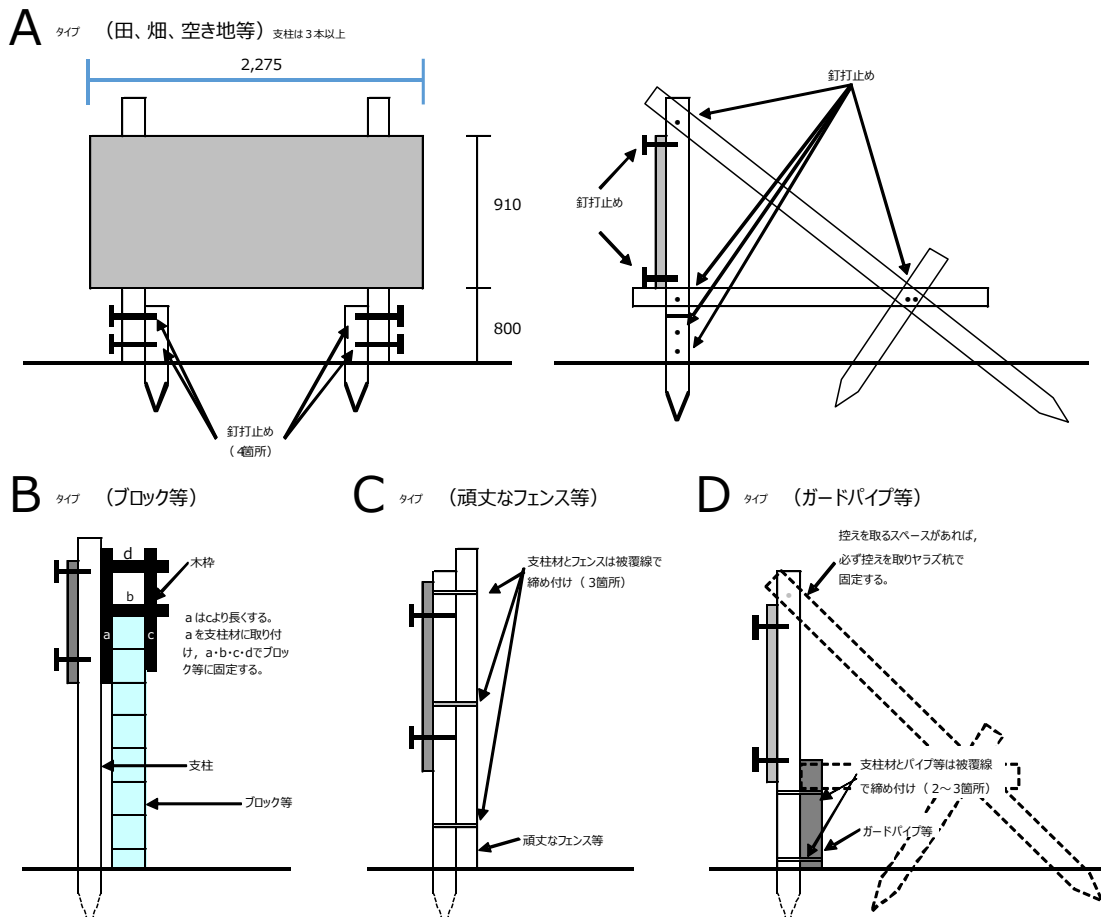


わく木の巾1820mmを2275mmとする場合は、この中枠は不要

2 設 置

- (1) 設置数 1, 0 1 5 カ所
- (2) 設置場所 別紙一覧表のとおり
- (3) 設置期限 選挙期日告示日の3日前
- (4) 設置方法等
- ① 設置場所により組立形態はAタイプ、Bタイプ、Cタイプ、Dタイプ、Eタイプの5タイプに分類してあるが、必ずしもその形態どおり設置できないことも想定されるので、若干の変更は認めるものとする。
 - ② 掲示板の設置は、原則として地面から約80cmの高さに掲示板の下辺がくるように取り付けること。
 - ③ 斜面になっている箇所については、掲示板が水平になるよう設置すること。
 - ④ 被覆線を用いてガードレール等にくくりつける場合は、二重巻き以上とし、現場の状況に応じて巻き数を増やすなど、強風等に十分耐えうる堅固なものとする。

設置タイプ図



Aタイプ：野立式

ア 設置地点が平地の場合(基本パターン)

支柱、控柱とも杭を打ち込み、かつ固定柱を打ちつけ固定すること。

倒れないように前後の杭を深く打ち込むこと。(原則、杭の長さは1 m以上を使用し地中に60 cm以上打ち込むこと。)

イ 設置地点が土手の法面等の場合

道路際の低い部分に設置すること。

(法面は脚立を置きにくいので) 掲示板の高さを下げること。

支柱、控柱とも杭を打ち込み、かつ可能な限り固定柱を打ちつけ固定し、倒れないように前後の杭を深く打ち込むこと。

ウ 水路等に設置する場合

水路等に支柱を建ててしっかり固定し、控柱と杭を打ちつける。水路等への設置については、原則道路面でない側に柱を建てる。状況により固定柱を使用する。

エ 石垣等に設置する場合

支柱を地面に垂直に建て、控柱と固定柱と杭を打ちつける。(状況により板を若干石垣側に倒す。)

Bタイプ：ブロック塀等 (原則ブロック塀等の前に支柱を建てる。)

ア ブロック塀等が頑丈である場合

ブロック塀等の前に支柱を建てて、ブロック等の上部を木枠で挟み支柱と固定する。老朽化などしている場合は、上部に布等を敷くなどしてブロック塀等の保護に努めること。

イ 低い又は老朽化のブロック塀等で、植込み等があり控えができる場合(野立て方式)

ブロック塀等の前に支柱を建てて、控柱と杭を打ちつける。

Cタイプ：フェンス等 (原則フェンス等の前に支柱を建てる。)

ア 頑丈なフェンス等が地面から設置されている場合

地面から支柱を建て、被覆線を用いフェンス等にくくり付ける。

イ 頑強なフェンス等がブロック塀等の上に設置されている場合(※状況判断)

ブロック塀等の上に支柱を建て、被覆線を用いフェンス等にくくりつける。

ウ フェンス等が低い又は老朽化しており、倒れる危険がある場合で、控えができる場合

フェンス等の前に支柱を建て被覆線を用いてフェンス等にくくりつけ、控柱と杭を打ちつける。(野立て方式)

エ フェンス等の前に1メートル以上の水路等があり、ポスターを貼る足場スペースがない場合

水路の道路側に支柱を建ててしっかり固定し、かつ固定柱等により支柱とフェンス等を固定する。

※道路からポスターを貼ることができる場合は、フェンス等に固定する。

Dタイプ：ガードレール、ガードパイプ

ア 基本

ガードレール、ガードパイプの前に支柱を建てて、被覆線を用いガードレール、ガードパイプにくくり付ける。

イ ガードレール、ガードパイプが低い場合

「ア 基本」の仕様に加え、控柱を後ろに建てる。

ウ 道路の幅員が狭い場合

ガードレール、ガードパイプの後に支柱を建てて、被覆線を用いガードレール、ガードパイプにくくり付ける。(道路の幅員を確保する。)

Eタイプ：その他

ア 基本

既存の柱や金具等を活用し、支柱をくくり付けて固定する。(現場独自の方法による。)

選挙管理委員会事務局の指示がある場合は、そのように対処すること。

(5) 設置タイプ別

形 式	A	B	C	D	E	計
数 量	1 4 7	1 6 4	3 3 1	3 6 0	1 3	1, 0 1 5

※Aには石垣を含む。Eには板塀を含む。

(6) 設置上注意すべき事項

- ① 選挙管理委員会が指定した場所に設置すること。指定された場所が設置不可能な場合は、選挙管理委員会事務局に連絡し、指示を受けること。
- ② 作業に先立ち、土地、建物等の所有者、管理者等に設置する旨を伝え、その了解を得ること。ただし、空地等で連絡することが難しい場合や、連絡不要の指示がある場合等については、この限りではない。
- ③ ポスター掲示場は、強風雨等に十分耐えうる堅固なものとし、現場の状況に応じて適宜補強すること。
- ④ 掲示場の設置は、(4) 設置方法等を基本とするが、必ずポスター掲示場台帳**プルーフの設置位置説明欄**を確認し、設置場所によっては、適宜その状況に応じた設置方法をとること。なお、設置方法が大きく異なる場合は、選挙管理委員会事務局に報告すること。
- ⑤ 掲示板に該当する掲示場番号を油性黒マジックで間違いのないよう記入すること。
- ⑥ 設置の確認のため、設置日ごとに各掲示場の証明写真を撮り、遅延なく選挙管理委員会事務局に提出すること。(写真はデジタルカメラで掲示場番号及び区画番号が判り、設置場所が特定できる構図で撮影し、CDにデータを記録し提出すること。なお、これにかかる経費は業者負担とする。)

なお、データは掲示場番号ごとに次のとおりファイル名を設定すること。

(例：掲示場番号 5－5 → 2 005 05 00 jpg)

固定数 投票区番号 掲示場番号 固定数 拡張子

(20050500. jpg)

- ⑦ 掲示板が交通標識、電柱、樹木その他により一部も隠れることのないよう充分注意すること。
- ⑧ 学校、公園、子どもの遊び場に設置する場合は、特に安全を図るように注意すること。
(余分な釘等は切断し、控えの杭に布をかぶせる等の措置をすること。)
- ⑨ 人、車の通行に支障のないように注意すること。
 - ・車道での作業の際は、カラーコーンを設置して安全確保を行い、適宜通行の誘導等を行う。
 - ・作業で使用する車両は、通行の支障にならない場所に停車して作業を行う。
 - ・停車する場所がない場合は、道路脇に停車し、ハザードランプ点灯とカラーコーン設置のうえ作業し、長時間の停車は行わないようにする。
 - ・作業員の乗降や資材の積み下ろしに際しては、安全確認を十分に行う。
 - ・作業（運搬・設置）に際しては、安全確認を十分に行う。等
- ⑩ 交差点等、車からの見通しが悪い場所は十分な配慮をして設置すること。
- ⑪ 水道管、ガス管等を切断しないよう注意すること。
- ⑫ 工作物等に損害を与えないこと。万一損害を与えたときは、損害賠償及び原形復旧を速やかに行うこと。
- ⑬ 国道・県道のガードパイプ等を使用する場合については、損害を与えないよう充分配慮すること。
- ⑭ 作業中又は休憩・昼食等で出たゴミ（樹木や雑草を剪定した場合に出たゴミ、若しくは弁当殻・タバコの吸殻等）は清掃し全て持ち帰って処分すること。
- ⑮ 業務完了後は直ちに報告すること。
- ⑯ 掲示場番号 1－1 の設置については、報道機関へ情報提供するため、最初に着手することとし、その日程は別途選挙管理委員会事務局と協議すること。

3 保守・修理

- (1) 設置後、告示日の前日又は前々日に1回、告示日以後、投票日前日までに少なくとも1回見回りをし、点検結果報告書を提出すること。
- (2) 設置期間中、強風等があらかじめ予想されるとき、特に野立てによる掲示場については巡回等により補強するなどして出来る限りの点検・保守に努めること。また、事故その他により掲示場が倒壊した場合、又は破損、汚損等(人為の破損等も含む)が生じた場合は、直ちに原状に復し、その旨、選挙管理委員会事務局に報告すること。なお、これらに起因して他に損害を及ぼした場合も同様とする。
- (3) いつでも緊急の対応が可能な態勢を整えておくこと。
(台風等の通過により被害が予測される掲示場については、掲示板を取り外して保管し、再度設置する等の対応を指示する場合がある。)

4 移 設

設置確認後においても、交通その他の事情により掲示場を移設する必要があると選挙管理委員会事務局が認めた場合は、速やかに移設すること。移設後は必ず選挙管理委員会事務局に報告すること。その費用は業者負担とする。

5 撤 去

(1) 撤去場所 設置してあるポスター掲示場全箇所

(2) 撤去期間 選挙期日の翌日から10日以内

ただし、無投票の場合は、決定後直ちに撤去すること。

(3) 撤去方法

掲示板を丁寧に取り外し、撤去した掲示板に貼ってあるポスターは処分すること。

掲示板(裏打ちを含む)は、納品を受けた掲示板作製業者に引き渡すものとする。

(4) 撤去上注意すべき事項

① 全ての掲示場における撤去後の証明写真(資材が全て撤去された状態でホワイトボードに掲示場番号を記載して場所が特定できる様な構図)を撮り、遅滞なく選挙管理委員会事務局に提出すること。(撤去後の証明写真はCDのみ提出すること。)

② 人、車の通行に支障のないように注意すること。

- ・車道での作業の際は、カラーコーンを設置して安全確保を行い、適宜通行の誘導等を行う。
- ・作業で使用する車両は、通行の支障にならない場所に停車して作業を行う。
- ・停車する場所がない場合は、道路脇に停車し、ハザードランプ点灯とカラーコーン設置のうえ作業し、長時間の停車は行わないようにする。
- ・作業員の乗降や資材の積み下ろしに際しては、安全確認を十分に行う。
- ・作業(運搬・撤去)に際しては、安全確認を十分に行う。等

③ 撤去後の跡地及び施設は原状に復し、破損箇所があれば修復すること。

※地中に杭が残っていないか確認すること。

④ 掲示場の設置に使用した資材(杭・番線・釘等)及び脱落した画鋸等は全て持ち帰ること。

⑤ 掲示場周辺の美化にも配慮しゴミ等は拾って持ち帰り処分すること。

⑥ 業務完了後は直ちに報告すること。

⑦ 撤去後は、リサイクル処理した業者の証明書の提出及び内容を報告すること。(リサイクル処理業者にポスター掲示板を引き渡す際は、両方で枚数を確認すること)

6 損害の賠償

受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

7 保険の加入

(1) 下記条件の保険に加入すること。

- | | | | |
|---------|--|--------|--|
| ① 種類 | 賠償責任保険 | | |
| ② 対象 | ポスター掲示場設置撤去受託分全ての箇所(ポスター掲示場の設置、撤去及び掲示期間中に起こる全ての事故) | | |
| ③ 期間 | 設置開始日から撤去完了日まで | | |
| ④ 補填限度額 | 対人1名 | 5000万円 | |
| | 1事故 | 2億円 | |
| | 対物1事故 | 1000万円 | |
| ⑤ 免責金額 | 対人 | 1万円 | |
| | 対物 | 1万円 | |

(2) 保険加入後、保険証券の写しを提出すること。

(3) 保険事故が発生したときは、直ちに相互に連絡すること。

8 設置・撤去にかかわる安全確保

本作業中における自他に対する安全対策について、選挙管理委員会事務局の指示によること。

- ① 近距離の移動であってもポスター掲示板を車両等にロープで確実に固定するなど、落下防止策を講じること。
- ② 設置・撤去したポスター掲示板の数は、毎日、作業終了時に確認すること。

9 従事責任者の届出

業務委託契約締結後、速やかに委託業務の従事責任者を定め、その名前及び連絡先（携帯電話等）を書面により選挙管理委員会事務局に提出すること。

従事責任者は契約期間中、問合せ窓口として常時連絡が取れ、設置作業員に直ちに対応の指示が出来る者とする。

10 委託業務日程表の提出

仕様書に基づき、業務委託日程表を提出し、選挙管理委員会事務局の承認を受けること。

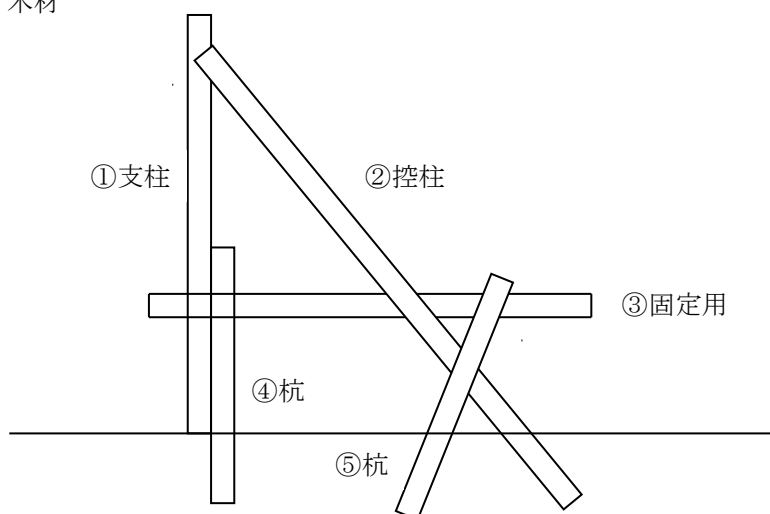
11 その他

受託業務遂行において不明な点は、選挙管理委員会事務局の指示を受けること。

受託業務終了後、速やかにポスター掲示場台帳プルーフ、現地写真、位置図及び個別位置図を選挙管理委員会事務局に返還すること。（個人情報の適正管理）

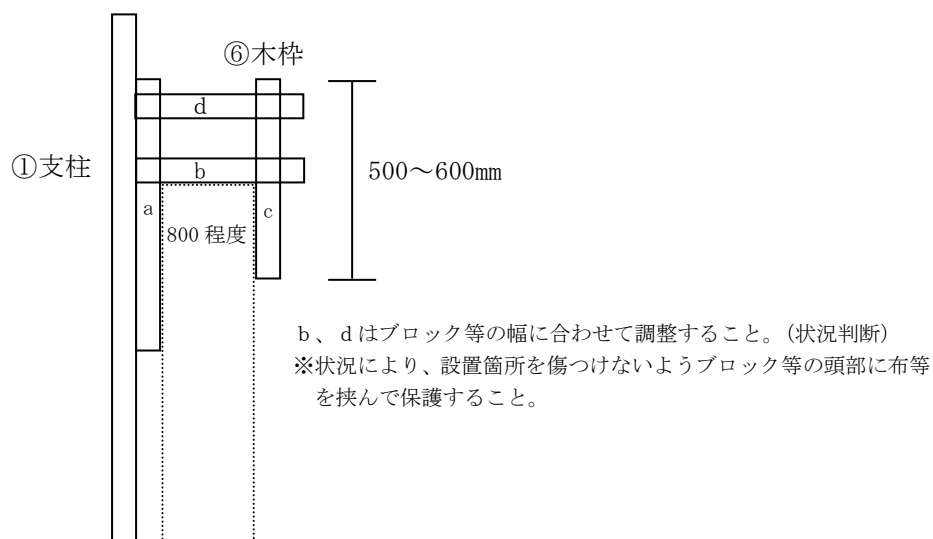
1 2 資材の材質及び規格等

(1) 木材



名 称	規格・寸法 (単位 mm)	材 質
①支柱	45×45×1800 以上	内材外材は問わず内材のAランク程度の強度があるものを使用すること。 (但し節が有る物は力が働かない場所に使用すること。)
②控柱	30×45×2000 以上	
③固定用	30×40×1500 以上	
④杭	45×45×1000 以上	
⑤杭	45×45×1000 以上	

(2) 木枠



名 称	規格・寸法 (単位 mm)	材 質
①支柱	45×45×1800 以上	(1) の材質と同じ。
⑥木枠	30×30 以上	

(3) 資材の材質及び規格等について、省資源等の視点から木材のほか単管（クランプ締）廃プラ杭を使用できるものとする。

また同様に、省資源の視点から、掲示板の設置に木材より強度がある専用の資材を使用する時は、入札前に選挙管理委員会に申出て、選挙管理委員会の確認と承認を得たときに限り使用できるものとする。

(4) 被覆線

16 番以上の被覆線を使用すること。

(5) 番線

16 番以上の番線を使用すること。

(6) 釘

掲示板と①支柱、①支柱と④杭の釘打ち止めについては、長さ75mm以上の釘を使用すること。

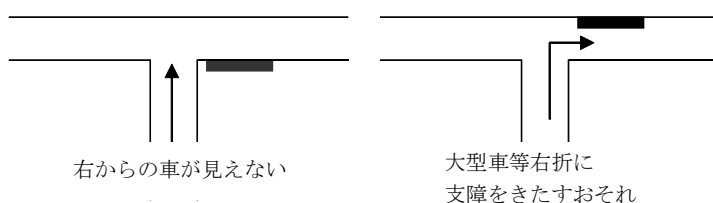
その他の固定用の釘については、固定箇所に応じた長さの釘を使用すること。

※釘が表に突き抜けないように釘の長さに注意すること。釘が突き抜けた場合は、先を折る等すること。

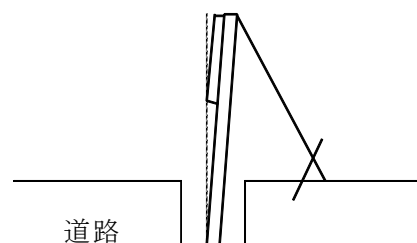
1.3 ポスター掲示場の設置上の注意事項

(1) 通行の支障にならないようにすること

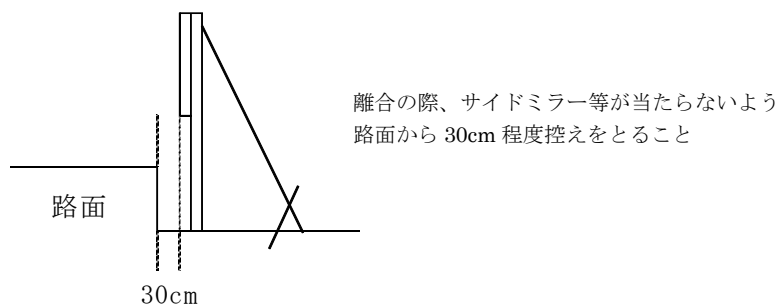
① 交差点から十分に離すこと



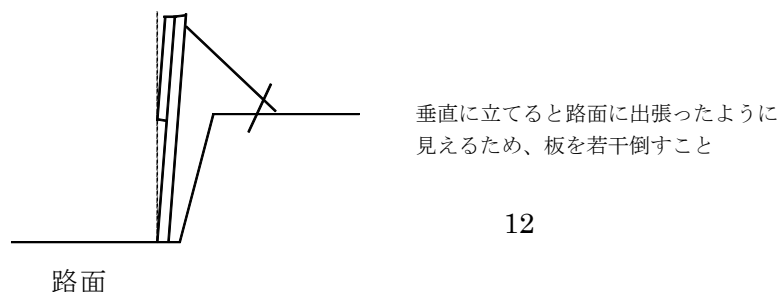
設置の場合は
板を若干後ろに倒すこと



② 路面から控えをとること



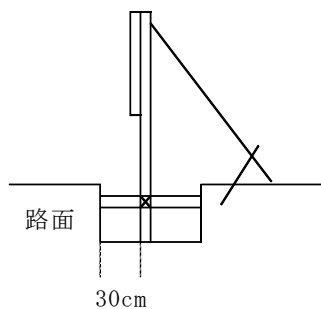
③ コンクリート壁等に設置する場合



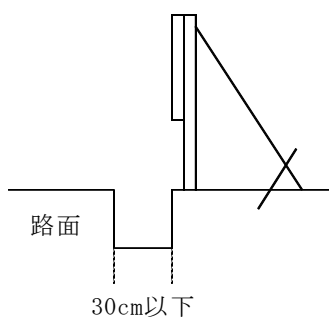
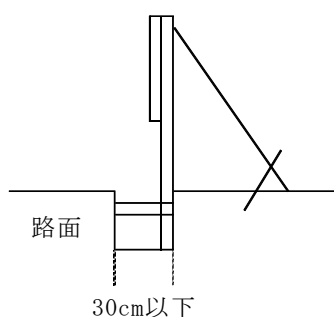
(2) 上段でもポスターを貼りやすいように設置すること

① 水路に設置する場合

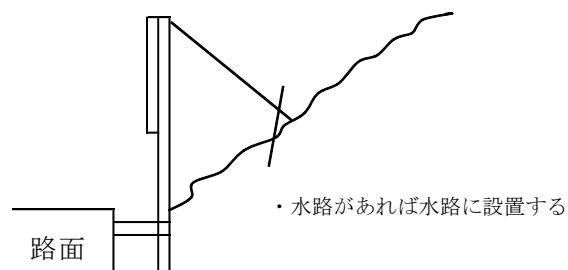
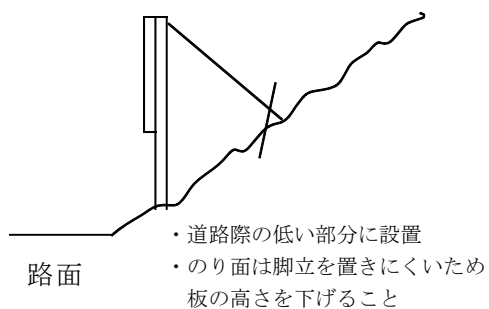
水路幅が 30cm 以上の場合



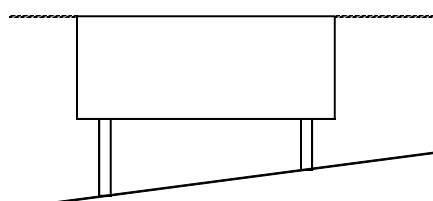
水路幅が 30cm 以下の場合



② のり面に設置する場合



③ 傾斜地に設置する場合



- ・板は水平に取り付けること
- ・急な坂道の場合は片側が高くなりすぎるため、水平に取り付けるか、全体を下げる

(3) 設置箇所への配慮

ガードレール、ブロック等工作物に取り付けをする場合は、設置箇所を傷つけないように注意すること。